

正 答

確認問題1（必須）

高齢者虐待について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 身体を叩く、蹴る等の暴力行為はもちろんのこと、暴言や罵声を浴びせる等の「言葉の暴力」も虐待に該当する。
- B 令和3年度制度改正により新たに義務付けられることとなった虐待防止のための措置（虐待防止のための委員会の開催や指針の整備など）は、従業員がごく少数である小規模事業所は行わなくてよい。
- C 事業所内で虐待が疑われる事案を発見した場合は、必ず市町村に通報しなければならない。

誤っている説明 B

【解説】

虐待防止のための措置は、従業員がごく少数の小規模事業所も行わなくてはなりません。（運営基準資料 P8）

確認問題2（必須）

介護保険に関する届出等について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は都道府県である。
- B 年度途中で新たに処遇改善に関する加算を取得する場合は、算定開始月の2ヶ月前の末日までに市に計画書を提出する必要がある。
- C 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする前月の15日までに市に提出する必要がある。

誤っている説明 A

【解説】

事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は当該中核市です。（人員基準資料 P15）

確認問題 3 (必須)

令和3年度運営基準改正事項について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 事業者は、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、業務継続計画の策定、従業員への周知、研修・訓練の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。(令和6年3月31日までは努力義務)
- B 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施の措置を講じなければならない。(令和6年3月31日までは努力義務)
- C 事業者は、虐待の発生・再発を防止するため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。(令和6年3月31日までは努力義務)

誤っている説明 A

【解説】

業務継続計画の策定に伴い事業者が講じなければならない措置には、①計画について従業員へ周知すること、②定期的な研修及び訓練(シミュレーション)を実施すること、③定期的に計画を見直し、必要に応じて計画を変更することなどがありますが、担当者を置くことまでは基準上求められていません。(運営基準資料 P5)

確認問題 4 (必須)

介護報酬の算定について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められない。
- B 当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合は、通所介護計画上の単位数を算定することができる。
- C 所要時間8時間未満の利用者であっても、通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合は、9時間を超えた分は延長加算を算定できる。

誤っている説明 C

【解説】

延長加算は8時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合に算定できるものなので、所要時間8時間未満の場合は算定することはできません。(介護報酬資料 P6)